

2018年3月7日

関係者各位

海外でのリニアスケールの交換・追加に際する輸出管理上の考え方について

(一社) 日本工作機械工業会

日本から輸出した工作機械に対して、リニアスケールの交換又は追加を行う際の輸出管理上の考え方について、当会にて纏め、経済産業省関係当局よりご理解を賜りました。

海外でのリニアスケールの交換又は追加を行う際にご活用頂きたくお知らせ致します。

記

日本から輸出した工作機械に対するリニアスケール（貨物等省令第5条第十号イに非該当のものに限る）の交換又は追加に際する輸出管理上の考え方については、別紙「海外でのリニアスケールの交換・追加に際する輸出管理上の考え方（2018.3.7）」の通り。

以上

海外でのリニアスケールの交換・追加に際する輸出管理上の考え方(2018.3.7)

1. 前提

- (1) 海外でリニアスケールの交換等作業を行う者は次の通り。
 ①: (日本の居住者)日本の工作機械メーカーからの出張者
 ②: (非居住者)日本の工作機械メーカーの海外現法、現地代理店、現地ユーザ
 ※日本のリニアスケールメーカーの技術者が現地で交換・取付作業を行うことは無いと考えられるため、リニアスケールメーカーの技術者による作業は検討対象に含めない。
- (2) 該当のリニアスケールの取り付けは想定しない。
 理由: 一般的なNC工作機械で要求される精度に適合するリニアスケールは、貨物等省令第5条第十号イに非該当である(一部の超精密加工機を除き該当品のリニアスケールは用いられない)。
- (3) 海外でのリニアスケールの交換パターンは次の通り。
 ①: 機械の輸出時点で付いていたスケールと同型又は同程度の検出精度のリニアスケールへの交換。
 ②: 機械の輸出時点で付いていたスケールよりも検出精度が高いリニアスケール(ただし非該当品)への交換。
- (4) リニアスケールが付いていない工作機械にリニアスケールを取り付けることにより、軸移動においては、ボールねじのリード誤差や熱膨張による影響が殆どなくなることから、PAは向上するものと想定される。

2. 具体的事例

事例	工事者	非居住者に提供し得る役務(該非判定に係るもの)						貿易外省令第9条第2項第十二号の適用	許可申請の要否	工事後の工作機械の該非	考え方
		(1)リニアスケールメーカー作成の取扱説明書	(2)工作機械メーカー作成の組付手順書(リニアスケールの取付精度(直角度、平行度、走り等)、スキマ調整量、ボルトの締め付けトルク等の数値情報の記載があるもの(但し、これらの数値情報が、スケールメーカー作成のカタログ、仕様書等に記載されている数値情報その他の公知情報の転記である場合には、組付手順書は規制対象外である)。 該非判定項番:貨物等省令第15条第1項第四号の使用の技術(同号該当の製造技術となる場合は、役務取引許可は下りないため、製造図面と修理図面の区別が重要)。	(3)ピッチエラー補正データ(データ測定/NCへの設定) 該非判定項番:貨物等省令第15条第1項第四号の使用の技術(交換、追加(後付)に際しては、全て使用の技術として読む)。	提供有無	提供時の該非判定	提供有無				
ケース1:リニアスケールが付いていないPA非該当機への取付											
ケース1-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	(提供無)	不要	PA該当/PA非該当	該当役務の提供が無いため、許可申請不要。PA該当機となる可能性はあるが、規制上のループホールの状態につき、キャッチオール審査は確実にを行う。
ケース1-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	該当/※みなし該当/非該当	不可(原許可無)	要/不要	PA該当/PA非該当	(3)の入力に際する許可申請の要否については、次の通り。 ①過去に同型機において同型スケールの取付実績があり、該当機になった場合は(3)は該当役務となり、許可申請要。 ②過去に同型機において同型スケールの取付実績があり、非該当機になった場合は(3)は非該当役務となり、許可申請不要。 ③過去に同型機において同型スケールの取付実績がない場合は、(3)は該当役務(※みなし該当役務)として許可申請要。
ケース1-3	非居住者	有	対象外	有	該当/※みなし該当/非該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	不可(原許可無)	要/不要	PA該当/PA非該当	(2)の提供に際する許可申請の要否については、次の通り(ただし、(2)が公知の技術である場合にはいずれも場合でも許可申請不要)。 ①過去に同型機において同型スケールの取付実績があり、該当機になった場合は(2)は該当役務となり、許可申請要。 ②過去に同型機において同型スケールの取付実績があり、非該当機になった場合は(2)は非該当役務となり、許可申請不要。 ③過去に同型機において同型スケールの取付実績がない場合は、(2)は該当役務(※みなし該当役務)として許可申請要。
ケース2:リニアスケールが付いていないPA該当機への取付											
ケース2-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	不可(グレードアップ)	不要	PA該当	該当役務の提供が無いため、許可申請不要。
ケース2-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	該当	不可(グレードアップ)	要	PA該当	(3)の入力に際して許可申請要。
ケース2-3	非居住者	有	対象外	有	該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	不可(グレードアップ)	要	PA該当	(2)の提供に際して許可申請要(ただし、(2)が公知の技術である場合には許可申請不要)。
ケース3:リニアスケールが付いているPA非該当機に対する同等品への交換											
ケース3-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	(原許可無の原状復帰)	不要	PA非該当	該当役務の提供が無いため、許可申請不要。
ケース3-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	非該当	(原許可無の原状復帰)	不要	PA非該当	(3)を入力するが、非該当機のみであるため許可申請不要。
ケース3-3	非居住者	有	対象外	有	非該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	(原許可無の原状復帰)	不要	PA非該当	(2)を提供するが、非該当機のみであるため許可申請不要。

事例	工事者	非居住者に提供し得る役務(該非判定に係るもの)						貿易外省令第9条第2項第十二号の適用	許可申請の要否	工事後の工作機械の該非	考え方
		(1)リニアスケールメーカー作成の取扱説明書	(2)工作機械メーカー作成の組付手順書(リニアスケールの取付精度(直角度、平行度、走り等)、スキマ調整量、ボルトの締め付けトルク等の数値情報の記載があるもの(但し、これらの数値情報が、スケールメーカー作成のカタログ、仕様書等に記載されている数値情報その他の公知情報の転記である場合には、組付手順書は規制対象外である)。該非判定項番:貨物等省令第15条第1項第四号の使用の技術(同号該当の製造技術となる場合は、役務取引許可は下りないため、製造図面と修理図面の区分けが重要)。	(3)ピッチエラー補正データ(データ測定/NCへの設定)該非判定項番:貨物等省令第15条第1項第四号の使用の技術(交換、追加(後付)に際しては、全て使用の技術として読む)。	提供有無	提供時の該非判定	提供有無				
ケース4:リニアスケールが付いているPA非該当機に対する高精度品への交換											
ケース4-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	不可(原許可無のグレードアップ)	不要	PA該当/PA非該当	該当役務の提供が無いため、許可申請不要。PA該当機となる可能性はあるが、規制上のループホールの状態につき、キャッチオール審査は確実に行う。
ケース4-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	該当/※みなし該当/非該当	不可(原許可無のグレードアップ)	要/不要	PA該当/PA非該当	(3)の入力に際する許可申請の要否については、次の通り。 ①過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績があり、該当機になった場合は(3)は該当役務となり、許可申請要。 ②過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績があり、非該当機になった場合は(3)は非該当役務となり、許可申請不要。 ③過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績がない場合は、(3)は該当役務(※みなし該当役務)として許可申請要。
ケース4-3	非居住者	有	対象外	有	該当/※みなし該当/非該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	不可(原許可無のグレードアップ)	要/不要	PA該当/PA非該当	(2)の提供に際する許可申請の要否については、次の通り(ただし、(2)が公知の技術である場合にはいずれも場合でも許可申請不要)。 ①過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績があり、該当機になった場合は(2)は該当役務となり、許可申請要。 ②過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績があり、非該当機になった場合は(2)は非該当役務となり、許可申請不要。 ③過去に同型機において同型の高精度スケールの取付実績がない場合は、(2)は該当役務(※みなし該当役務)として許可申請要。
ケース5:リニアスケールが付いているPA該当機に対する同等品への交換											
ケース5-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	(提供無)	不要	PA該当	役務提供が無いため許可申請不要。
ケース5-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	該当	可能	不要	PA該当	(3)を入力するが、PAは輸出時点と同程度であるため、貿易外省令の適用により許可申請不要。
ケース5-3	非居住者	有	対象外	有	該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	可能	不要	PA該当	(2)を提供するが、PAは輸出時点と同程度であるため、貿易外省令の適用により許可申請不要。
ケース6:リニアスケールが付いているPA該当機に対する高精度品への交換											
ケース6-1	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	無 (測定/設定/客先提供は行わず)	(提供無)	(提供無)	不要	PA該当	該当役務の提供が無いため、許可申請不要。
ケース6-2	日本の居住者	無	(提供無)	無	(提供無)	有 (居住者が測定/設定し客先に提供)	該当	不可(グレードアップ)	要	PA該当	(3)の入力に際して許可申請要。貿易外省令の適用は不可。
ケース6-3	非居住者	有	対象外	有	該当	無 (非居住者が測定して補正量を特定するため、役務提供は無い)	(提供無)	不可(グレードアップ)	要	PA該当	(2)の提供に際して許可申請要。貿易外省令の適用は不可(ただし、(2)が公知の技術である場合には許可申請不要)。

※みなし該当…該当役務とみなして該当判定すること。

以上